

福井県全国がん登録診療所指定要領

第1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項に基づく診療所の指定等を行うに当たり必要な手続を定める。

第2 指定申請

法第6条第2項に規定する診療所として指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の届出を開始しようとする年の前年の11月末日までに、「全国がん登録における指定診療所としての同意書（様式1）」を、福井県健康福祉部保健予防課（以下「保健予防課」という。）に提出する。

第3 指定

知事は、第2に規定する同意書を受理した場合には、「全国がん登録における診療所の指定書（様式2）」により法第6条第2項に規定する診療所として指定する。

指定は、各年とも申請があった日が属する年の翌年1月1月付でまとめて行い、原則として、年の中途での指定は行わない。

第4 指定期間

指定機関に期限の定めはないものとし、指定を受けた診療所が第6による辞退を行うか、福井県知事により第7による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する。

第5 指定診療所の申請内容の変更

指定を受けた診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式3）」を速やかに保健予防課に提出する。

第6 指定診療所の辞退

指定を辞退しようとする診療所は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式4）」を保健予防課に提出する。

第7 指定の取消

福井県知事は、指定を受けた診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、または当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適切であると認める時は、その指定を取り消すことができる。

第8 指定日と届出義務の発生する対象の関係

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以降において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成28年1月1日付けで指定を行う診療所に係る第2の規定の適用については、同項中「法第6条第1項の届出を開始しようとする年の前年の11月末日」とあるのは、「平成27年12月28日まで」とする。